

大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について  
(審議経過報告)

平成22年8月27日

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会

# 目 次

はじめに	1
1. 大学共同利用機関の設立趣旨・経緯	1
2. 機構法人及び大学共同利用機関を取り巻く状況の変化	2
(1) 学術研究を取り巻く状況	2
(2) 機構法人及び大学共同利用機関の変化	3
(3) 関係研究機関を取り巻く状況	4
3. 法人化（機構化）以後の成果と課題	7
(1) 研究教育等の活動状況	7
(2) 制度の運用状況	11
(3) 法人化の評価と課題	14
4. 今後の在り方	15
(1) 学術研究の体制整備と機構法人及び大学共同利用機関の役割	15
(2) 機構法人及び大学共同利用機関の機能強化	15
附属資料	19
参考資料	25
【1】研究環境基盤部会における意見聴取等の概要	26
【2】参考データ	52
【3】研究環境基盤部会における「大学共同利用機関法人 及び大学共同利用機関の今後の在り方」に関する審議経過	115
【4】第5期 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 委員名簿	117

## はじめに

- 大学共同利用機関は、各研究分野における「全大学の共同利用の研究所」として、個別の大学では整備・維持が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を全国の研究者に提供し、個々の大学の枠を越えた共同研究を推進する我が国独自の研究機関である。
- 平成16年度の法人化以降6年が経過し、平成22年度から第2期中期目標期間に入ったが、この間、大学共同利用機関法人（以下、「機構法人」という。）自らの変化はもとより、学術研究の動向や国立大学をはじめとする関係機関を取り巻く状況も大きく変容しつつある。
- この時期を捉え、法人化の検証を行いつつ、機構法人や大学共同利用機関の今後の在り方について検討することは、我が国の学術研究体制の充実を図る上で重要な課題である。
- 平成21年4月より、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において、①機構法人の長からの意見聴取や②委員による大学共同利用機関への訪問調査、③幅広い関係者からの意見聴取等を行いつつ、法人化以後の成果と課題など、機構法人及び大学共同利用機関の現状分析を行うとともに、今後の方向性について審議を行った。
- 今後、機構法人及び大学共同利用機関をとりまく状況の変化に応じて、議論を深めていく必要があるが、これまでの審議の経過を以下の通り報告する。

## 1. 大学共同利用機関の設立趣旨・経緯

- 大学共同利用機関は、昭和46年の高エネルギー物理学研究所の創設以来、当該分野の飛躍的な発展を図る上で必要不可欠な存在として、研究者コミュニティの強い要望等により、国立大学の附置研究所の改組等により設置された。
- 現在、17の機関が設置されており、各機関はそれぞれの分野の中核拠点として、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施するとともに、研究者コミュニティの実質的な取りまとめ役としての機能や、国際的にも種々の学術協定に基づく我が国を代表する機関としての役割を果たしている。
- 平成16年度の法人化の際は、当時16の大学共同利用機関を4つの独立した機構法人として再編することにより、自律的な環境の下で運営を活性化するとともに、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組を一層促進し、我が国の学術研究の総合的な発展に資することを目指した。
- 平成22年度から第2期中期目標期間に入り、引き続き、第1期の実績を踏まえた自己改革を伴う活動の推進と機能の充実が期待されている。

## 2. 機構法人及び大学共同利用機関を取り巻く状況の変化

大学共同利用機関制度の創設以来40年近くを経過し、学術研究の進展や大学制度の改革、他の研究機関との関係など、機構法人や大学共同利用機関が立脚する社会状況は大きく変化してきている。

### (1) 学術研究を取り巻く状況

- 学術研究は、新たな知の創造や幅広い知の体系化を通じて、人類共通の知的資産を創出するとともに、人類社会の重厚な知的蓄積の形成に資するなどそれ自体が文化としての優れた価値を有している。その成果は、人間の持つ可能性を拡大させるとともに、産業活動における活用・展開、生活習慣や社会規範への反映等を通じて、新たな価値を創造し、経済・社会の原動力となり、我が国の国際競争力や「文化力」を高めるものである。
- また、学術は、社会が抱える課題の解決に向けて指針を示すことも重要な使命となっているが、このような課題解決にあたっては、従来の研究分野の枠を超えた様々な分野の研究者による共同研究が必要となってきた。
- さらに、学術研究は、イノベーション創出の基盤ともなっており、学術が脆弱化すれば、学術を基盤とする科学技術の発展もイノベーションの創出も困難になる。本年6月に総合科学技術会議が決定した「科学技術基本政策策定の基本方針」においても、「独創的で多様な研究を育む基礎研究の抜本的強化を図ることが不可欠」とされ、「基礎的な研究活動を担う大学や大学共同利用機関が、我が国の科学・技術の発展に果たす役割は極めて大きい」ことが指摘されている。
- 一方、学術研究を巡る社会状況の変化により、様々な課題も指摘されている。例えば、大学等をめぐる経営環境が厳しさを増す中、必ずしも各大学等がそれぞれの特色を活かした研究活動を実施できていない、研究施設・設備の維持や改修、運転経費に十分な費用を確保できない状況にあるといった指摘がある。
- また、学術研究の持続的な発展のためには、国際的な水準で研究活動を展開できる優れた研究者を継続的に一定規模確保していくことが必要であるが、学生が大学等での研究に進むことを躊躇する傾向が生じている。
- さらに、学術研究を進めるために必要な財政支援の確保のためには、国民の理解と支持を得ることが基本となるが、国民の学術に対する信頼や学術研究の振興についての理解が十分ではない、といったことも指摘されている。
- 加えて、学術研究は、自主的・自律的な研究者の発想と研究意欲を源泉としているが、いかに学術研究を推進していくかといった戦略的な視点も重要な課題となってきた。このような中、国内外の研究動向を踏まえつつ、学術研究全体の方向性を示すような機能を果たす組織や体制整備について検討が必要である、との指摘もされている。

## (2) 機構法人及び大学共同利用機関の変化

- 大学共同利用機関の法人化は、平成16年度に、学問体系の方向性の共有を前提として、当時16の大学共同利用機関を4つの独立した機構法人として再編することにより、自律的な環境の下で運営を活性化し、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組を促進することで、我が国の学術研究の総合的な発展に資することを目指して行われた。
- また、平成21年10月には、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）を踏まえつつ、国語に関する学術研究を推進するための中核的研究機関の必要性から、独立行政法人国立国語研究所が人間文化研究機構に移管され、法人化後初めてとなる大学共同利用機関の新設が行われた。
- 現在、以下の4つの機構法人の下に、17の大学共同利用機関が設置されている。
  - ①：人間文化研究機構に設置される「人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究」を行う機関（国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館）
  - ②：自然科学研究機構に設置される「天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究」を行う機関（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所）
  - ③：高エネルギー加速器研究機構に設置される「高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究」を行う機関（素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所）
  - ④：情報・システム研究機構に設置される「情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究」を行う機関（国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所）
- これらの機関では、外部研究者半数を含む運営会議が設置されており、常に研究者コミュニティの意見が運営に反映される体制が構築されている。このような体制の下、貴重な研究資源を整備・収集し、全国の研究者に無償で提供するとともに、全国の研究者の英知を結集した公募型の共同研究が実施されている。また、優れた研究環境を活用して、大学院教育が行われているほか、異なる研究者コミュニティに支えられた大学共同利用機関が機構法人を構成したことにより、新たな学問領域の創成に向けた取組も行われている。
- また、第1期中期目標期間を通じて、機構長のリーダーシップが徐々に発揮されつつあり、例えば各大学共同利用機関を横断するバーチャルな研究センターの設置や、遠隔実験システムの整備、データベースの統合による研究資源の共有化、機構法人が全体の事務機能を束ねることによる運営の効率化等が行われている。

- 一方で、法人化の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究の更なる飛躍を図るためには、各機構法人の研究領域の特性や実情等に応じつつ、機関間の連携を促進し、機構法人としての一体的な運営を行う体制を一層強化していくことが重要である。

### (3) 関係研究機関を取り巻く状況

#### ①大学の状況

##### (大学における研究環境)

- 大学共同利用機関は、大学における学術研究の発展に大きな貢献をしてきたが、大学の研究環境は以下のように変化してきている。
  - ・学術研究における施設・設備の大型化・高度化が進み、厳しい財政状況とも相まって、個々の大学で整備が困難な状況に拍車がかかっている
  - ・学術研究全体の傾向として、学問分野の細分化が進展する中であって、異分野の研究者を結集し、効果的に連携させるシステムの重要性が高まっている
  - ・短期的な研究成果が重視されがちな近年の傾向の中で、大学セクター全体として、中長期的な視点から新たな研究の芽を伸ばす仕組みの充実が求められている
  - ・基盤的な経費の縮減と競争的資金の拡充、各種の評価制度の導入等を契機として、大学の研究者の多忙化や研究時間の減少が進む中であって、一定期間研究活動に集中できる環境を整備する必要性が高まっている
  - ・分野によっては、個々の大学では対応できない大型研究計画を国際的な競争あるいは協調の下で進めることが趨勢になりつつある
  - ・平成16年度の国立大学の法人化以降、各大学間の競争が激化する中であって、所属機関の枠を超えて研究者が連携するシステムの重要性が高まっている
- こうした状況に鑑みれば、大学セクターにおける機構法人及び大学共同利用機関の重要性は、これまで以上に高まってきており、大学との連携を強化していく必要がある。

##### (共同利用・共同研究拠点の認定制度の創設)

- 平成20年7月の法令改正により、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度が創設され、平成22年7月現在で計83の国私立大学の附置研究所等が共同利用・共同研究拠点として認定されている。この結果、これまで国立大学の全国共同利用型の附置研究所等においては必ずしも十分にカバーされていなかった医学・生物学系や人文学・社会科学系で共同利用・共同研究の拠点が数多く認定された。

- 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点は、研究者コミュニティの要望を存立基盤として、共同利用・共同研究を行うという点において、類似の性格を有している。
- 共同利用・共同研究拠点の活動は、大学共同利用機関ではカバーしていない分野もあり、こうした分野において、研究活動を牽引する役割を担っている。
- 一方、大学共同利用機関は、大学から独立して研究活動を行うことができるほか、分野による程度の違いはあるが、全体的にみると、財政措置等の面で、大規模になっている。
- 機構法人や大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点とは、両者の特性を活かし、互いに補い、緊密な連携をとることで、学術研究の発展につながると考えられる。
- 今後、機構法人や大学共同利用機関には、共同利用・共同研究拠点と相補的・協働的關係の下に、例えば、以下のような役割が求められる。
  - ・ 関連する共同利用・共同研究拠点と効果的なネットワーキングを行う役割
  - ・ 新たな学問領域の創成に向けて、俯瞰的な視点から、より幅の広い領域を対象にした共同研究を企画・立案・推進する役割
  - ・ 幅広い研究者コミュニティの意見を集約しうる機能を活かして、カバーする研究領域について、隣接領域も含めた将来像を構想する役割

#### (大学院教育の状況)

- 大学共同利用機関は、世界トップレベルの研究者や充実した施設設備など、個々の大学ではできないダイナミックな研究教育を展開できる特性を有しており、こうした特性を活かして、大学との連携のもと、次代を担う若手研究者の育成に積極的に関わっていくことが期待されている。
- 現在、大学共同利用機関においては、総合研究大学院大学の基盤機関として研究科を構成する、我が国独自のシステムが構築されており、学生1人につき教員2～3人という手厚い教育体制の下で、昭和63年の創設以来、多数の研究者を養成している。また、「特別共同利用研究員」としての受入れや連携大学院制度を活用した大学院学生の研究指導等が行われている。これらを通じ、教育機関としても重要な役割を果たしている。
- 他方、今日、総合研究大学院大学については、優秀な学生の確保が困難になっていることや、学生のニーズに一層積極的に対応することなどの課題も示されている。このような状況を踏まえ、総合研究大学院大学との関係の在り方など、大学共同利用機関の教育機能の強化方策について検討していく必要がある。

## ②研究開発法人の状況

- 研究開発法人は、①食料、エネルギー、資源確保など政策遂行に必要な研究開発、②高リスク・高コストで民間では実施困難な研究開発、③具体的な技術的課題の解決のための研究開発など、所管省庁の行政目的の下で、課題解決型の研究開発を行う組織である。現在は、その機能強化を図り、国を代表して国家的に重要な課題等に取り組むため、国立研究開発機関（仮称）制度の創設が検討されている。
- これに対し、大学共同利用機関は大学を中心とする研究者コミュニティを存立基盤とする「大学の共同利用の研究所」であり、研究所が掲げた理念のもとで、研究者の自由な発想を源泉として真理の探究と価値創造を目指す学術研究機関である。研究開発法人のように、研究者の発意に先だって国が個別具体的な目標を設定する手法は取られておらず、トップダウン型の目標管理を行うことにはなじまない組織である。
- 一方、研究開発法人においても、研究者の発意に基づく研究や大学共同利用機関に近い基礎研究が行われている場合があり、大学共同利用機関においても、外部からの委託研究等により、明確な目標を設定した研究が行われている例があるほか、近年、高エネルギー加速器研究機構と日本原子力研究開発機構によるJ-PARC（大強度陽子加速器）の建設・運用が行われるなど、両者の関係も変化してきている。
- しかし、日本の科学技術を活性化させていくためには、課題設定型の研究体制と研究者の自由な発想を源泉とする学術研究体制は、明確に分けて推進する必要がある。両方の体制が存在することで、研究システム全体を重厚かつ重層的なものとし、多様な発想を確保したり競争的な環境を醸成する上でも、大きな意義を有している。
- 大学共同利用機関と研究開発法人については、各々が固有の役割をしっかりと果たした上で、研究面や人材育成面での協力や相互連携を推進する方向を基本として、両者の関係を考えていく必要がある。

### 3. 法人化（機構化）以後の成果と課題

機構法人は、制度創設以降6年が経過し、平成22年度から第2期中期目標期間に入ったが、機構法人や大学共同利用機関の今後の在り方の検討においては、法人化以後の成果と課題について検証しておくことは重要であり、これまでの意見や、調査結果、得られたデータを集約し、機構法人及び大学共同利用機関に特徴的な成果や課題を中心にまとめた。

#### (1) 研究教育等の活動状況

##### ①共同利用及びその実施体制

(主な成果)

- 各機関が実施する、研究者に対する研究施設や研究設備の提供、学術資料の提供、研究者の受入れ人数など、年々増加傾向にあり、共同利用の体制が充実された<sup>1</sup>。
- 各機関が所有する研究データ等の資源を法人内の全機関間で共有できるようになった。
- 利用者の申請手続き及び機関の受付手続きを簡素化・合理化するなど、共同利用研究者の利便性を高める取組が進んだ<sup>2</sup>。

(主な課題)

- 大学等の個々の研究者のみならず、研究者コミュニティや研究機関も対象とした共同利用の重要性が増しており、コンソーシアムの形成や研究機関との協定締結といった組織的な連携の充実が必要となっている。
- コミュニティの意見を基に、共同利用が活発に行われているが、利用方法等の情報について、外部にも分かるように発信していく必要がある。
- 利用者の利便性を更に高めるためユーザーオフィスの機能強化が必要となっている。
- 機構法人及び大学共同利用機関を有機的に結び、学術研究全体の方向性を踏まえた組織や体制整備を図る仕組みの必要性がある。

<sup>1</sup> 研究者の受入数は、平成16年度の14,471人から平成21年度の16,856人となっており、法人化後の6年間で1割以上増えている。

<sup>2</sup> 共同利用実験に参加するための手続きをウェブサイト上で行うことを可能とするなど、システムの運用改善が行われてきている。

## ②共同研究及びその実施体制

(主な成果)

- 各機関において実施する共同研究の実施件数が年々増加傾向にあり、共同研究の活動が活発化した<sup>3</sup>。また、共同研究の実施件数の増加に伴い、特許の申請・取得件数が増加した<sup>4</sup>。
- 分野の異なる研究所が一法人となったことにより、研究分野をまたぐ、新たな学問領域の創成や、分野融合型の研究活動が可能となった。また、若手研究者など異分野の研究者交流の活発化につながった。
- 各機関の特色を活かしながら、分野を超えた連携を企画・推進するための体制が整備された<sup>5</sup>。
- 社会やコミュニティのニーズに応じた組織改編、機動的な予算配分、特任制度や年俸制など幅広い人材の登用が可能となったことにより、研究活動の活発化につながった。
- より成果が求められる環境となったことで、組織として協力していく意識が芽生え、論文の質や量の向上が図られた。
- 研究費を確保するための外部資金（共同研究、科学研究費補助金等）の獲得意識が向上した<sup>6</sup>。

(主な課題)

- 大学共同利用機関には、世界のCOEとしての役割が期待されており、世界的視野で、共同利用・共同研究を推進する方策の検討が必要となっている。
- 大学や研究者との連携強化により、新しい分野の創出や新たなコミュニティの育成を強化していく必要がある。
- 基礎研究であっても、ある程度プライオリティを持って推進する必要があり、その方策について検討が必要となっている。
- 大学の共同利用・共同研究拠点との効果的な連携を図り、世界トップレベルの研究を牽引できるような体制を整備していく必要がある。
- 独立行政法人は、「目標の達成」と「計画と効率化」を基本としているのに対して、学術研究機関は、「知の創造」と「自由な発想」を基本としており、それぞれ重要な役割を担っていることを明確に意識して、研究を推進していく必要がある。
- 運営費交付金の減額に対して、業務運営の効率化や経費削減等の努力が限界となり、研究活動に支障が生じてきている。また、短期的な研究成果が優先され、地道かつ長期的な視点に立った基礎研究が軽視されつつある。

<sup>3</sup> 公募型の研究は、平成16年度の2,162件から平成21年度の3,451件となっており、法人化後の6年間で約6割増えている。

<sup>4</sup> 4機構全体の特許申請件数・取得件数は、平成16年度の95件から平成21年度の133件となっており、法人化後の6年間で4割増えている。

<sup>5</sup> 研究連携委員会及び研究連携室の設置など、分野を超えた企画を推進するための体制整備が図られてきている。

<sup>6</sup> 競争的研究資金の獲得拡大のため、アドバイザー制度の導入や大型の科学研究費補助金に係る申請前の意見交換会等の実施、募集情報の電子メールによる職員への周知など、競争的資金獲得に向けた組織としての取組が活発になってきている。

### **③研究成果の発信**

(主な成果)

- 研究成果の発信に対する意識が高まり、専門スタッフの配置や外部有識者も含めた検討会議の設置など、成果発信や広報活動の充実のための体制強化が図られた。
- 研究活動を紹介する広報誌やリーフレット等を創刊し、一般公開等で広く配布するなど、社会や国民に向けた活動が積極的に行われるようになった<sup>7</sup>。
- 複数の機関が機構法人を構成したことにより、研究活動の発信に関して、機関が連携して企画することが、積極的に行われるようになった。
- 機関間連携による成果発信や広報活動の体制が整い、講演会、展示、メディアを通じた情報発信など多彩な社会活動を通して、研究成果の社会還元が質、量ともに強化された。
- 受託研究や共同研究を推進するため、民間企業等に対する研究活動や研究成果等の情報提供が、積極的に行われるようになった<sup>8</sup>。

(主な課題)

- 大学共同利用機関は、大学にはない実験技術なども多数持っており、大学の研究基盤の向上のため、大学に対する技術支援を強化していく必要がある。
- 研究成果を様々な学問分野に結びつけ、画期的なブレークスルーにつなげていくため、データベース等を通じた積極的な情報発信が必要である。

### **④大学院教育と人材育成**

(主な成果)

- 総合研究大学院大学の学生その他、特別共同利用研究員や連携大学院学生など、国公私立大学の学生の幅広い受入れを実施した。
- 各機関の学問的広がりを活用し、個々の大学ではできないような人材育成を実施できるようになった。
- 大学と連携して、夏に全国の学生を対象としたサマースクールを実施し、大きな反響を得られた。

(主な課題)

- 国立大学の法人化後、各大学における大学院生の囲い込みが問題となっており、総合研究大学院大学にとって優秀な学生の確保が困難となっている。
- 私立大学の学生も視野に、多くの大学・大学院との教育上の連携を強化していく必要がある。
- 総合研究大学院大学と大学共同利用機関の関係の在り方について検討する必要がある。

<sup>7</sup> 例えば国立天文台では、平成 21 年度のホームページへのアクセス数が、約 3 億件に及んでいる。

<sup>8</sup> 産学連携制度や手続きのウェブサイトへの掲載や、産業界と連携したシンポジウム等への参加が積極的に行われてきている。

- 博士号取得後のキャリアパスの開拓支援の充実が必要となっている。
- 保有する知的資源と共同研究活動を利用した大学院教育を充実するため、施設や実験装置の充実など、教育環境の整備が必要である。

## **⑤社会貢献**

(主な成果)

- 社会貢献に対する意識が高まり、研究成果の社会還元、地域との協働による事業展開、アウトリーチ活動の積極的な展開、社会への認知や説明責任としての広報活動が積極的に行われるようになった<sup>9</sup>。
- 組織の改編が自由に行えるようになり、例えば広報活動に関する専門の部署を設けるなど、重要事項に対して組織として積極的に対応できるようになった。
- 複数の機関が機構法人を構成したことにより、社会貢献活動を複数の機関が連携して実施しやすくなった。

(主な課題)

- 各機関で様々な活動が行われているが、大学と異なり、多くの国民が大学共同利用機関がどういったものか、理解していない状況にあるため、さらなる工夫が必要である。
- 人件費削減の中で、専門性の高いスタッフの確保が難しくなったことから、社会連携活動の負担が現有スタッフに集中し、研究に専念することが困難となっている。

## **⑥国際交流**

(主な成果)

- 複数の大学共同利用機関に関連する海外の研究機関等に対して、機構として包括的に学術協定を締結することができるようになった。
- 国際交流協定の締結や国際研究集会の開催等を通じて、共同研究の実施や研究者の派遣・受入などの国際交流が活発に行われるようになった。
- 外国人職員の配置や、研究交流部局による生活面のサポート等、外国人ユーザーの対応を行う体制整備が図られた。

(主な課題)

- 研究者を全世界に向けて公募するなど、世界各国の優秀な頭脳が結集するような戦略の検討が必要となっている。
- 海外連携の日本のリエゾンを目指すことも必要である。
- 事務を含め、更なる国際化に努力する必要がある。

---

<sup>9</sup> 学術研究について分かりやすく解説したリーフレットの作成、科学連載マンガのウェブサイトへの掲載、中学生・高校生に対する教育事業への協力、展示施設の開放など、各機関において、様々な社会貢献活動が展開されてきている。

## (2) 制度の運用状況

### ①組織の管理運営

(主な成果)

- 大学共同利用機関の存在意義・理念を根本的に問い直す機会となった。
- 業務に応じた理事の配置が可能となったことにより、意思決定の迅速化及び責任体制が明確になった。
- 理事の役割を明確化するなど、機構長を補佐する体制が強化された。
- 役員会などの法人経営の効率化、最適化への意識が高まり、研究機関間の壁が低くなった。
- 組織の改編が自由に行えるようになり、社会情勢への適応、研究者コミュニティの要請への対応といった研究組織の最適化にタイムリーかつ柔軟に取り組むことが可能となった。これにより、緊急性の高いテーマへの迅速な対応や高水準の学術研究成果の創出などが推進された。
- 業務の効率化や平準化を目的とした組織改編や人員配置の見直しについて、機構の自主的な判断で柔軟かつ機動的に事務組織を編成することが可能となった。
- 研究活動の基盤となる施設や宿泊施設等のマネジメント体制が強化された<sup>10</sup>。
- 共済関係業務、支払業務、施設関係業務等の機構本部への一元化・集中化により、事務の効率化・合理化が図られた。

(主な課題)

- 機構法人としての一体的な運営は徐々に高まってきているが、大学と比較すると、各機関の独立性が強く、その特徴を活かした法人内部のガバナンスの強化が求められる。
- 機構化によって、意思決定のプロセスが複雑化し、迅速性に支障を来したり、重複的な事務処理が負担となるような場合がみられる。
- 法人化により、大学とは別の組織との印象が強くなっているが、「全大学の共同利用の研究所」であることを再認識する必要がある。
- 幅広い分野の共同研究の展開、新たな分野の創出、新しいコミュニティの育成など、当該学問分野をリードしていくような取組が必要となっている。
- 日本の基礎研究を真に発展させるため、大学共同利用機関は、研究施設・設備の整備、貴重な学術資料の収集、データベースの整備など本来の使命をしっかりと遂行していく必要がある。
- 大学の教授職との兼任やサバティカル制度の強化など、大学の研究者が、大学共同利用機関をより活用できるような仕組みや環境整備が必要である。
- 大学と大学共同利用機関の意見交換の場を積極的に設けるなど、連携をより密にしてコミュニケーションを図っていく必要がある。

<sup>10</sup> 機構のリーダーシップのもと、各機関が所有する、将来的に利用見込みがなくなった職員宿舎及び共同利用研究者宿泊施設の在り方について検討が行われるようになってきている。

- 人件費の削減に対応するため、大量の研究者を「特任」として任期付きで雇用することとなり、永続的な研究の実施が困難となっている。
- 将来的には、わが国の学術研究を取りまく状況の変化、及び世界の学術研究の動向も踏まえて、大学共同利用機関とその法人の構成についても、改めて検証することが必要である。

## ②人事

### (主な成果)

- 法人の裁量により人事制度の柔軟な見直しを実施できるようになり、雇用の多様な形態がとれるようになった。
- 法人の裁量により雇用条件等の規定ができるようになり、研究機関としてのニーズに対応した採用が可能になった。
- 民間から職員に登用することや法人内部におけるメリハリのある人事を行うことなど、多種・多様な人事を行うことが可能となった。
- 特任制度や年俸制の導入などにより、幅広い人材登用が可能となった。外部からの登用により、民間的な発想が研究活動へ反映されるようになった。
- 機構事務局と各機関との人事交流が行えるようになった。各機関と事務局とが連携して、共同で研修を実施できるようになった。
- 能力評価や多様な業績評価が導入されたことにより、評価の視点が多角化した。
- 福利厚生の実施が図られた<sup>11</sup>。

### (主な課題)

- 人件費の削減に伴い、優秀な研究者の確保が困難となっている。
- 法人化に伴い、各大学等で人材の囲い込みが進行し、人事の流動性が低下している。また、事務系・技術系職員の国立大学との交流人事が困難となっている。
- 優秀な研究者が能力を発揮できるように、研究費や研究支援体制の充実、独立した研究室の付与など、若手の優秀な頭脳を活用できるようなシステムの検討が必要となっている。
- 大学の研究者支援の一環として、費用負担も含め、効果的な国内サバティカル制度の確立に向けた検討が必要となっている。
- 特殊で困難な職務に従事する職員について、手当支給の必要性が認められても、国の制度にない新たな給与等の新設が困難となっている。
- 労働基準法への対応など、新たな業務・作業が増加する中、従前からの業務を如何に現有の人員で行っていくかが課題となっている。
- 機構採用の事務職員のキャリアパスを充実させていく必要がある。

<sup>11</sup> 各機関において、育児休業に関する規程の改正など、仕事と育児の両立に関する配慮が行われてきている。

### **③財務会計**

(主な成果)

- 運営費交付金が減少する中で、競争的資金の獲得や受託研究による外部資金の受入れ等の努力を積極的に行うことにより、これまでのところ、各機構における主要経費は一定水準を保っている。
- 機構長の運営上の裁量が拡大したことにより、機構長裁量経費等を活用した資源の重点配分による研究活動の活性化など、戦略的な運営が行われるようになった。
- 柔軟な予算執行が可能となったため、研究・教育活動の状況に応じた機動的な予算配分が可能となり、若手研究者等への研究費支援、ポスドク等研究員の計画的配置等を行えるようになった。また、自助努力による施設整備が可能となった。
- 国債による安全性・確実性に配慮した資金運用など、余裕金のきめ細かな運用が積極的に行われるようになった。
- 政府調達に該当する案件を除けば、調達は基本的に各法人の規則に基づき行えるようになり、契約事務の簡素化と調達の迅速化が進んだ。
- 複数年契約が可能になったことに伴い、経費の節減及び事務処理の軽減が図られた。

(主な課題)

- 運営費交付金の減額に対して、業務運営の効率化や経費削減等の努力が限界となっている。
- 固定資産税や損害保険料等の支出が新たに発生することとなり、費用負担の増加を招いている。
- 企業会計原則による会計処理が導入されたことにより、日常的な会計事務が複雑化し、専門的知識が必要となっている。また、会計監査人監査や監事監査、税務調査等への対応が必要となり、事務の負担が増えている。
- 老朽施設の改善や、研究の進展に伴う新たな施設整備については、法人独自の財源確保が難しく、十分な対応ができていない。
- 外部資金等による研究教育活動が増加する一方で、施設に関する予算措置が伴わないため、研究・教育設備の設置スペース、研究室等の確保に困難が生じている。
- 施設完成後の運営経費の財源確保が課題となっている。

### **④中期目標・計画、評価**

(主な成果)

- 国立大学法人評価委員会による年度評価結果を踏まえて、毎年、課題を的確に把握し、それを組織運営の改善に結び付けることができるようになった。

- 大規模な研究プロジェクトに関して、効果的な事前・中間・事後の外部評価が実施されるようになった。
- 目的積立金制度など、予算の柔軟な執行が可能となったため、中期的な計画実行が可能となった。
- 法人評価の実施に伴い、法人運営や評価に必要なデータの集約化及びシステム化が進んだ。

(主な課題)

- 中期目標原案、中期計画及び年度計画の策定や実績報告書の作成等、多くの作業が必要となるため、担当の研究教育職員に多くの負担が生じており、より効率的な評価の仕組みが必要となっている。
- 様々な種類の評価の実施に際して、評価項目の重複、類似の評価項目・基準の設定により混乱や過重な負担が生じている。
- 基礎的な研究等の長期的な視野に基づく研究に対する評価基準が曖昧である。
- 訪問調査など、各法人における活動内容を理解するための措置が不足している。
- 基礎的な学術研究については、中期計画等における数値目標の設定が困難である。

### (3) 法人化の評価と課題

- 今回の法人化以後の成果と課題を分析した結果を総括すると、法人化により、予算配分、組織再編、人員配置など機動的に対応が可能となり、戦略的な研究活動や組織運営が実施できるようになったこと、機関や分野を超えた、共同研究、研究者交流、成果発信、広報活動、社会貢献などが活発化したことが成果として示されるなど、法人化については、概ね肯定的な評価が得られている。
- 一方、大学共同利用機関の機能強化について、課題も指摘されており、引き続き、大学共同利用機関の改善・充実を図っていくことが必要である。

## 4. 今後の在り方

これまでの議論や機構法人及び大学共同利用機関の現状分析等を踏まえ、機構法人及び大学共同利用機関の役割とともに、その機能強化に向けて、「研究」「大学との連携」「教育・人材育成」「組織運営・人事・財務」「国民・社会との関係」について、基本的な方向性と期待される主な取組を整理した。

### (1) 学術研究の体制整備と機構法人及び大学共同利用機関の役割

- 大学共同利用機関は、大学を中心とする研究者コミュニティを存立基盤とする「大学の共同利用の研究所」であり、我が国の学術研究全体の基盤を支え、新たな学術研究の展開を目指す上で、重要な役割を果たしてきており、また、国際的にも我が国を代表する研究機関として発展してきている。
- 学術研究については、研究者の多様性・独創性を尊重するとともに、新しい分野への対処を検討し、それらの知を結集して飛躍的な発展につなげていくことが必要であり、戦略的に「学術研究の体制整備」を図ることが重要である。今後も更に、我が国の学術研究全体に貢献する中核的な機関として、大学共同利用機関のC O E機能を一層強化し、共同研究の体制整備を進める必要がある。
- また、日本の科学技術を活性化させていくためには、課題設定型の研究体制と研究者の自由な発想を源泉とする学術研究体制は、明確に分けて推進する必要がある。各々が固有の役割をしっかりと果たした上で、研究面や人材育成面での協力や相互連携を推進する方向を基本とすべきである。
- なお、現在の4機構法人化については、平成16年度の法人化の際に、研究者コミュニティの主体的な検討と科学技術・学術審議会学術分科会の報告に基づいて行われたものであるが、内外の学術研究の動向や大学を取り巻く今後の諸状況の変化等に適切に対応した学術研究体制を構築していくためには、機構法人の組織の在り方や整備について、引き続き、検討していくことが必要である。

### (2) 機構法人及び大学共同利用機関の機能強化

#### ①研究面

- 研究者の多様性・独創性に立脚し、知を結集して学術研究の飛躍的な発展につなげるための基盤機関としての役割は、今後も充実させていく必要がある。大学共同利用機関は、最先端の研究を自ら実施する機関として、C O E機能の一層の向上や共同研究体制の整備・充実を図っていく必要がある。

#### 【期待される主な取組】

- ・ 新たな学問領域の創成や異分野融合的な研究の推進（機構間の協働や大学との連携による研究の推進、領域融合の将来像や他分野への波及等に関する検討と取組の実施、新たなコミュニティの育成、国によるこれらの活動に対する評価と支援の充実等）
- ・ 大型プロジェクト等個々の大学ではできない研究活動の効果的な推進（既存プロジェクトの評価・見直しと連動したプロジェクトの検討、研究者コミュニティのニーズを踏まえた大型プロジェクトの戦略的・計画的な推進、国による安定的・継続的な財政支援等）
- ・ 共同利用・共同研究に供する研究資源の着実な整備・活用
- ・ 国内外から優秀な研究者を引き付けて国際的な頭脳循環の核となる研究環境の整備
- ・ 他の研究機関等との関係における役割の再確認と連携の在り方の検討
- ・ 研究成果の効果的な情報発信（専門スタッフの配置による体制強化、多様な発信手法の活用等）
- ・ 国際交流の推進（世界に向けた研究者の公募や事務の国際化、外国人ユーザーに対するサポート体制の強化等）

## ②大学との連携

- 大学共同利用機関は、「大学を中心とする学術研究の推進に必要不可欠なインフラストラクチャー（基盤機関）」である。機構法人や大学共同利用機関は、今後とも大学の研究者のために共同利用・共同研究に供する研究資源の着実な整備を進めていく必要があるが、貴重な研究資源の提供に加え、大学や大学の研究組織とのネットワークの形成や、若手研究者育成など、大学の教育研究に対する支援の充実等を図ることにより、大学との組織的な連携を強化していく必要がある。

#### 【期待される主な取組】

- ・ 大学とのコミュニケーションの強化（国公立大学の関係団体等との定期的な意見交換や協議の場の構築等）
- ・ 技術指導や研究者の受入等をはじめとする大学に対する支援の充実
- ・ 相補的・協働的關係に立った共同利用・共同研究拠点との連携の強化（ネットワークの形成等）

## ③教育・人材育成面

- 大学共同利用機関には、世界トップレベルの研究者や優れた施設設備など、若手研究者を惹きつける環境が整備されており、こうした環境を最大限活用し、大学院教育をはじめとする、次代を担う若手研究者の育成に積極的に貢献していく必要がある。

**【期待される主な取組】**

- ・ 総合研究大学院大学との関係の在り方など、教育機能の強化に関する検討
- ・ 国公私立大学の幅広い学生を対象とした教育活動の展開（特に国公私立大学学生の受入れの拡充等）
- ・ 若手研究者に対する支援の充実（キャリアパスの開拓支援や実験装置の着実な整備、自立的研究環境の整備等）
- ・ 研究者の流動性向上に向けた環境の整備（各大学共同利用機関における客員枠の増設、サバティカル制度を活用した研究者の受入れ促進等）
- ・ 大学や学生に対する積極的な広報活動の展開

**④組織運営・人事・財務等**

- 機構法人としての一体的な運営は進みつつあるものの、その取組は道半ばであることを踏まえ、大学共同利用機関法人の創設のねらいを達成すべく、各機構法人のガバナンスの一層の強化を図っていく必要がある。

**【期待される主な取組】**

- ・ 機構法人の運営体制の強化（人事面・予算面での機構長裁量の拡大、機構長補佐体制の強化、理事等役員構成の検討、機構本部の事務体制の整備、これらの取組に対する国による適切な評価と支援の充実）
- ・ 管理業務の簡素化（機構本部への事務の一元化・集中化の推進等）
- ・ 研究者コミュニティや大学等のニーズを適切に反映できる運営体制の構築（経営協議会や教育研究評議会、各大学共同利用機関の運営会議の構成の検討等）
- ・ 研究者に関する望ましい雇用体系の検討（常勤教員の確保と活動に応じた柔軟な雇用形態の導入等）
- ・ 事務職員及び技術職員に関する人事制度の充実（国立大学との人事交流の活発化、機構本部と各機関との人事交流の活発化、機構本部における採用の充実、キャリアパスの構築、適切な評価に基づく処遇の改善、研修制度の充実等）
- ・ 国による評価方法の改善（活動の特性に配慮した評価指標の設定、評価に係る業務負担の軽減等）
- ・ 基盤的経費をはじめとする財政支援の充実
- ・ 予算の効果的な使用（目的積立金の計画的な活用、安定的・効果的な資金運用、機構長裁量経費を活用した資源の重点配分等）
- ・ 科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や民間企業からの受託研究等の外部資金の積極的な確保
- ・ 施設の着実な整備とマネジメント（自助努力による整備の推進、老朽施設の計画的な改善、研究の進展に伴う計画的な更新等）

## ⑤国民・社会との関係

- 大学や研究機関等の活動やその社会との関わりについて国民の関心が高まっていること、機構法人及び大学共同利用機関の活動は公的資金により支えられていること等に鑑み、今後は、機構法人及び大学共同利用機関にとって国民・社会が重要なステークホルダーであるとの認識に立ち、幅広い理解と支持を得るため、国民・社会とのコミュニケーションの充実を図っていく必要がある。

### 【期待される主な取組】

- ・ 機構法人や大学共同利用機関とそれらの活動の国民・社会に対する情報発信・広報活動の強化（多様なメディアを活用した研究成果を含む情報発信、施設の一般公開の推進等）
- ・ 幅広い世代を対象とした学習の場の提供（中学生・高校生に対する教育事業への協力等）
- ・ 大学共同利用機関が有するシステムの独自性のアピール（諸外国からの関心や期待の発信等）
- ・ その時々科学に関わる話題や出来事に合わせたタイムリーなオピニオンの発信

# 附 属 資 料

- 大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について  
（審議経過報告）【要旨】 . . . . . 20

# 大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について (審議経過報告)【要旨】

(科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会)

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会は、平成21年4月より、機構法人の長や幅広い関係者からの意見聴取、大学共同利用機関への訪問調査を行いつつ、法人化以後の成果と課題など、現状分析を実施し、機構法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について審議。

その審議の経過をとりまとめた「審議経過報告」の要旨は以下の通り。

## 1. 大型共同利用機関の設立趣旨・経緯

- 大学共同利用機関は、当該分野の飛躍的な発展を図る上で必要不可欠な存在として、研究者コミュニティの強い要望等により、国立大学の附置研究所の改組等により設置。
- 17機関が設置され、各機関は各分野の中核拠点として、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施し、研究者コミュニティの取りまとめ役としての機能や、国際的にも我が国の学術研究の代表機関としての役割を果たしている。

## 2. 機構法人及び大学共同利用機関を取り巻く状況の変化

### (1) 学術研究を取り巻く状況

- 学術研究は人類共通の知的資産を創出するとともに、その成果は、新たな価値を創造し、経済・社会の原動力となり、我が国の国際競争力や「文化力」を高めるもの。
- 学術の使命である社会の課題解決に向けた指針を示すため、従来の研究分野の枠を超えた様々な分野の研究者による共同研究が必要。
- 学術研究は、イノベーション創出の基盤ともなっており、「基礎的な研究活動を担う大学や大学共同利用機関が、我が国の科学・技術の発展に果たす役割は極めて大きい」ことが総合科学技術会議でも指摘。
- 一方、大学等の経営環境が厳しさを増す中、必ずしも、それぞれの特色を活かした研究活動を実施できていない、研究施設・設備の維持や改修、運転経費に十分な費用を確保できていないといった指摘や、国民の学術に対する信頼や理解が十分でないといった指摘がある。
- また、学術研究は、自主的・自律的な研究者の発想と研究意欲を源泉としているが、その推進に係る戦略的な視点も重要な課題となっており、国内外の研究動向を踏まえつつ、学術研究全体の方向性を示すような機能を果たす組織や体制整備について検討が必要である、との指摘もされている。

### (2) 機構法人及び大学共同利用機関の変化

- 平成16年に、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組の促進により、我が国の学術研究の発展に資することを旨とし、当時16の大学共同利用機関を4つの独立した機構法人として再編。
- 大学共同利用機関では、研究者コミュニティの意見が運営に反映される体制を構築し、全国の研究者に貴重な研究資源の提供や公募型の共同研究の推進のほか、新たな学問領域の創成に向けた取組も実施。

- 今後、機関間の連携を促進し、機構法人としての一体的な運営を行う体制を一層強化していくことが重要。

### (3) 関係研究機関を取り巻く状況

#### ①大学の状況

(大学における研究環境)

- 大学における研究環境の変化により、個々の大学では困難な大型施設・設備の整備、異分野や所属機関の枠を超えた研究者の連携、一定期間研究活動に集中できる環境の整備などが求められるなど、大学セクターにおける大学共同利用機関の重要性が高まっている。

(共同利用・共同研究拠点の認定制度の創設)

- 平成20年度に、大学の附置研究所等を対象に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。
- 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点は、学術研究の更なる発展のため、両者の特性を活かして互いに補い緊密な連携をとることが必要。

(大学院教育の状況)

- 大学共同利用機関は、世界トップレベルの研究者や充実した施設設備などの特性を活かし、若手研究者の育成に積極的に関わっていくことを期待。
- 総合研究大学院大学への協力や連携大学院制度を活用した大学院学生の研究指導等を通じ、教育機関としても重要な役割を果たしているが、総合研究大学院大学については、優秀な学生の確保が困難であることや、学生のニーズに一層積極的に対応することなどの課題も示されており、その関係の在り方など、大学共同利用機関の教育機能の強化方策について検討することが必要。

#### ②研究開発法人の状況

- 研究開発法人は、その機能強化を図るため、国立研究開発機関（仮称）制度の創設が検討されているが、所管省庁の行政目的の下で課題解決型の研究開発を行う組織。一方、大学共同利用機関は、研究者の自由な発想を源泉として真理の探究と価値創造を目指す学術研究機関。
- 近年、研究開発法人において、研究者の発意に基づく基礎研究が行われている場合があり、大学共同利用機関においても、明確な目標を設定した研究が行われている例があるなど、両者の関係は変化。
- しかしながら、両方の体制が存在することは、研究システム全体を重厚かつ重層的なものとするなど、大きな意義があり、課題設定型の研究体制と研究者の自由な発想を源泉とする学術研究体制は、明確に分けて推進することが必要。

### 3. 法人化（機構化）以後の成果と課題

機構法人は、制度創設以降6年が経過。幅広い関係者からの意見聴取、訪問調査の結果、収集したデータを集約し、法人化以後の成果や課題を検証。

- 分析結果を総括すると、予算配分や組織再編などの機動的な対応が可能となり、戦略的な研究活動や組織運営が実施できるようになったこと、機関や分野を超えた共同研究や研究者交流などが活発化したことが成果として示されるなど、法人化についての評価は概ね肯定的。
- 一方、大学共同利用機関の機能強化に関する課題も指摘されており、引き続き、大学共同利用機関の改善・充実を図っていくことが必要。

#### 【成果と課題の主な具体的事例】

##### (1) 研究教育等の活動状況

###### (主な成果)

- ・ 研究者への研究施設や設備、学術資料の提供などが年々増加傾向にあり、共同利用体制が充実。
- ・ 共同研究の実施件数が年々増加傾向にあり、共同研究の活動が活発化。
- ・ 若手研究者など異分野の研究者交流が活発化。
- ・ 研究論文の質や量が向上。
- ・ 専門スタッフの配置など体制を強化し、成果発信が充実。
- ・ 国公立大学の学生の幅広い受け入れを実施。
- ・ 複数の機関が連携して積極的に社会貢献活動を実施。
- ・ 共同研究の実施や研究者の派遣・受け入れなど、国際交流が活発化。

###### (主な課題)

- ・ 世界的視野で、共同利用・共同研究を推進する方策の検討が必要。
- ・ 大学や研究者との連携強化により、新たな分野やコミュニティの創出・育成が必要。
- ・ 運営費交付金の削減に対する業務運営の効率化や経費削減等の努力が限界となり、研究活動に支障。
- ・ 大学共同利用機関がどういったものか国民の理解が不十分なため、更なる工夫が必要。

##### (2) 制度の運用状況

###### (主な成果)

- ・ 社会情勢への適応、研究者コミュニティの要請、業務の効率化などに対応し、組織改編や人員配置の見直しを柔軟かつ機動的に実施。
- ・ 特任制度や年俸制の導入、民間からの職員の登用など、幅広い人材の登用を実施。
- ・ 機構長裁量経費を活用した資源の重点配分など、戦略的運営を実施。
- ・ 研究活動の状況に応じた機動的な予算配分を実施。
- ・ 競争的資金の獲得や、受託研究による外部資金の受け入れ等を積極的に実施。
- ・ 複数年契約により、経費の節減や事務処理の軽減が実現。
- ・ 法人評価により、毎年課題を的確に把握し、組織運営の改善に適切に反映。

###### (主な課題)

- ・ 機構法人の一体的運営を更に高めていくため、特徴を活かした法人内部のガバナンスの強化が必要。
- ・ 大学の研究者が大学共同利用機関をより活用しやすくなるような環境整備が必要。
- ・ 人件費の削減に伴い、優秀な研究者の確保が困難。
- ・ 老朽施設の改善や研究の進展に伴う新たな施設整備の財源確保が困難。
- ・ 法人評価について、担当の研究教育職員に多くの負担が生じており、より効率的な評価の仕組みが必要。

## 4. 今後の在り方

### (1) 学術研究の体制整備と機構法人及び大学共同利用機関の役割

- 大学共同利用機関は、大学を中心とする研究者コミュニティを存立基盤とする「大学の共同利用の研究所」であり、我が国の学術研究全体の基盤を支え、新たな学術研究の展開を目指す上で、重要な役割を果たしている。
- 学術研究については、研究者の多様性・独創性を尊重するとともに、新しい分野への対処を検討し、それらの知を結集して飛躍的な発展につなげていくことが必要であり、戦略的に「学術研究の体制整備」を図ることが重要。今後もさらに、我が国の学術研究全体に貢献する中核的な機関として、大学共同利用機関のC O E機能を一層強化し、共同研究の体制整備を進めることが必要。
- 日本の科学技術の活性化のためには、課題設定型の研究体制と研究者の自由な発想を源泉とする学術研究体制は、明確に分けて推進することが必要。各々が固有の役割をしっかりと果たした上で、研究面や人材育成面での協力や相互連携を推進する方向を基本とすべき。
- 内外の学術研究の動向や大学を取り巻く今後の諸状況の変化等に適切に対応した学術研究体制を構築していくため、機構法人の組織の在り方や整備について、引き続き、検討していくことが必要。

### (2) 機構法人及び大学共同利用機関の機能強化

#### (研究面)

- 大学共同利用機関は、最先端の研究を自ら実施する機関として、C O E機能の一層の向上や共同研究体制の整備・充実を図っていくことが必要。

#### 【期待される主な取組】

- ・ 新たな学問領域の創成や異分野融合的な研究の推進（機構間の協働や大学との連携による研究の推進、領域融合の将来像や他分野への波及等に関する検討と取組の実施、新たなコミュニティの育成、国によるこれらの活動に対する評価と支援の充実等）
- ・ 大型プロジェクト等個々の大学ではできない研究活動の効果的な推進（既存プロジェクトの評価・見直しと連動したプロジェクトの検討、研究者コミュニティのニーズを踏まえた大型プロジェクトの戦略的・計画的な推進、国による安定的・継続的な財政支援等）
- ・ 国内外から優秀な研究者を引き付けて国際的な頭脳循環の核となる研究環境の整備 など

#### (大学との連携)

- 大学共同利用機関は、「大学を中心とする学術研究の推進に必要不可欠なインフラストラクチャー（基盤機関）」。貴重な研究資源の提供に加え、大学や大学の研究組織とのネットワークの形成や、若手研究者育成など、大学の教育研究に対する支援の充実等を図ることにより、大学との組織的な連携を強化していくことが必要。

#### 【期待される主な取組】

- ・ 大学とのコミュニケーションの強化（国公私立大学の関係団体等との定期的な意見交換や協議の場の構築等）
- ・ 相補的・協働的關係に立った共同利用・共同研究拠点との連携の強化（ネットワークの形成等） など

(教育・人材育成面)

- 世界トップレベルの研究者や優れた施設設備など、若手研究者を惹きつける環境を最大限活用し、次代を担う若手研究者の育成に積極的に貢献していくことが必要。

【期待される主な取組】

- ・ 国公立大学の幅広い学生を対象とした教育活動の展開（特に公立大学学生の受入れの拡充等）
- ・ 若手研究者に対する支援の充実（キャリアパスの開拓支援や実験装置の着実な整備、自立的研究環境の整備等）
- ・ 研究者の流動性向上に向けた環境の整備（各大学共同利用機関における客員枠の増設、サバティカル制度を活用した研究者の受入れ促進等） など

(組織運営・人事・財務等)

- 大学共同利用機関法人の創設のねらいを達成すべく、各機構法人のガバナンスの一層の強化を図っていくことが必要。

【期待される主な取組】

- ・ 機構法人の運営体制の強化（人事面・予算面での機構長裁量の拡大、機構長補佐体制の強化、理事等役員構成の検討、機構本部の事務体制の整備、これらの取組に対する国による適切な評価と支援の充実）
- ・ 研究者コミュニティや大学等のニーズを適切に反映できる運営体制の構築（経営協議会や教育研究評議会、各大学共同利用機関の運営会議の構成の検討等）
- ・ 研究者に関する望ましい雇用体系の検討（常勤教員の確保と活動に応じた柔軟な雇用形態の導入等）
- ・ 国による評価方法の改善（活動の特性に配慮した評価指標の設定、評価に係る業務負担の軽減等）
- ・ 予算の効果的な使用（目的積立金の計画的な活用、安定的・効果的な資金運用、機構長裁量経費を活用した資源の重点配分等）
- ・ 競争的資金や民間企業からの受託研究等の外部資金の積極的な確保 など

(国民・社会との関係)

- 機構法人及び大学共同利用機関にとって国民・社会が重要なステークホルダーであるとの認識に立ち、幅広い理解と支持を得るため、国民・社会とのコミュニケーションの充実を図っていくことが必要。

【期待される主な取組】

- ・ 機構法人や大学共同利用機関とそれらの活動の国民・社会に対する情報発信・広報活動の強化（多様なメディアを活用した研究成果を含む情報発信、施設の一般公開の推進等）
- ・ 幅広い世代を対象とした学習の場の提供（中学生・高校生に対する教育事業への協力等）
- ・ 大学共同利用機関が有するシステムの独自性のアピール（諸外国からの関心や期待の発信等） など

# 参 考 資 料

【1】研究環境基盤部会における意見聴取等の概要	26
【2】参考データ	52
【3】研究環境基盤部会における「大学共同利用機関法人 及び大学共同利用機関の今後の在り方」に関する審議経過	115
【4】第5期 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 委員名簿	117

## 【 1 】 研究環境基盤部会における意見聴取等の概要

研究環境基盤部会における意見聴取等の経緯	27
Ⅰ. 大学共同利用機関法人からの意見聴取の概要	28
Ⅱ. 大学共同利用機関への訪問調査の概要	32
Ⅲ. 関係団体・関係者からの意見聴取の概要	37
Ⅳ. 大学共同利用機関法人へのアンケート調査の概要	42
Ⅴ. 大学共同利用機関からの意見聴取の概要	49

## 研究環境基盤部会における意見聴取等の経緯

### ■ 平成21年4月

大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方に係る審議を開始

### ■ 平成21年4月～6月 **各大学共同利用機関法人からの意見聴取**

【4月】

- ・ 情報・システム研究機構
- ・ 人間文化研究機構

【5月】

- ・ 自然科学研究機構

【6月】

- ・ 高エネルギー加速器研究機構

⇒ Iに整理

### ■ 平成21年6月～10月 **大学共同利用機関（16機関）への訪問調査**

⇒ IIに整理

### ■ 平成21年10月 「これまでの議論の整理」を取りまとめ

### ■ 平成21年10月～平成22年3月 **関係団体・関係者からの意見聴取**

(平成21年)

【10月】

- ・ 総合研究大学院大学

(平成22年)

【1月】

- ・ 国立大学協会 ・ 公立大学協会 ・ 私立大学団体連合会 ・ 日本学会会議

【2月】

- ・ 国立大学附置研究所・センター長会議
- ・ 研究開発法人（独立行政法人海洋研究開発機構）

【3月】

- ・ 研究開発法人（独立行政法人宇宙航空研究開発機構） ・ 産業界

⇒ IIIに整理

<国立大学法人の在り方に係る検証>

### ■ 平成22年4月 **4法人へのアンケート調査**

⇒ IVに整理

### ■ 平成22年6月 **大学共同利用機関からの意見聴取**

⇒ Vに整理

# Ⅰ. 大学共同利用機関法人からの意見聴取の概要

## 1. 意見聴取実績

<平成21年4月24日（第36回）>

- |              |       |     |
|--------------|-------|-----|
| ○情報・システム研究機構 | 堀田 凱樹 | 機構長 |
| ○人間文化研究機構    | 金田 章裕 | 機構長 |

<平成21年5月27日（第37回）>

- |           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| ○自然科学研究機構 | 志村 令郎 | 機構長 |
|-----------|-------|-----|

<平成21年6月25日（第38回）>

- |                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| ○高エネルギー加速器研究機構 | 鈴木 厚人 | 機構長 |
|----------------|-------|-----|

## 2. 主な意見（■：機構法人、○：委員）

### (1) 位置付け・役割

- 学術研究機関と独立行政法人との違いをキーワードで表現すると、学術研究機関は、「知の創造」と「自由な発想」、一方で、独立行政法人は「目標の達成」と「計画と効率化」である。
- 大学共同利用機関と大学附置研究所との運営上の違いは、大学附置研究所では、学内の教授会等がその主体となっている一方で、大学共同利用機関は、その主体が機関外を含む研究者コミュニティが主体である（人事、予算は外部委員半数の運営会議が中心）ということ。
- 大学の附置研究所等よりも幅広い分野を対象にした共同研究を展開すること、新しい分野を育成する、あるいは新しいコミュニティを育成することが大学共同利用機関の役割である。
- 大学の共同利用・共同研究拠点との効果的な連携が必要である。
- 社会的関心の高さや、論文の引用度指数の高さ等を考慮すると、COE性は十分に保持されていると言える。
- 各施設や大型プロジェクトには全て国際評価委員会が設置されているが、その評価結果は非常に高く、COE性は裏付けられている。
- 将来的には、大学共同利用機関と法人の分け方に関して考え直すべき時期が来るのではないか。
- 機構内部の歴史、文学、文化、民俗等の様々な研究分野の連携を図るとともに、広く他大学の研究者との連携を進めることで、新しい研究領域を育成する等の役割を担っていく必要がある。

- 人間文化研究機構の5機関が有するデータベースをつないだ統合検索システムの構築・共用や、広く他大学等も含めた研究会の設置による学会全体を挙げた連携体制の構築等を通じて、大学共同利用機関としての使命を果たすべく活動を進めている。
- どの大学共同利用機関にも共通することだが、人はどのように科学を学び、プロになるのか、異なる領域の研究者たちが一緒に研究するにはどのような過程で実施したら効果的かといった根源的な科学への取り組み方について研究を行う部門があると望ましい。
- コミュニティの固定化が、新しい分野を生み出す上で障害になっており、コミュニティ自体をもっと大きく変えていく、発展させる、あるいは新しいものをつくるのが大学共同利用機関の役割である。
- (人間文化研究機構について)地域研究の成果を様々な学問に結びつけば、画期的なブレークスルーが生まれると認識しており、効果的なマッチングができれば望ましい。
- (情報・システム研究機構について) 4つの研究所のミッションがばらばらの印象。外から見て、機構としてのミッションが明確になるような仕組み・研究所の構成もあってしかるべき。

## (2) 研究教育等の活動

### ① 共同利用・共同研究

- 大学にないような実験技術が多数あるので、技術支援の強化によって大学の研究基盤向上に資することができる。
- 共同研究の環境としては充実しており、特に高度な技術支援職員がいることが特徴。
- 大学教員に大学共同利用機関に来てもらい、その間の費用を負担する国内サバティカルを模索している。大学共同利用機関全体で実施することも効果的と考えている。
- ソフト面における共同利用・共同研究、例えば、ある成果を創出した大学の研究者を大学共同利用機関に招いて講習会等を行うことで、新たなコミュニティが生まれ、新たな学問分野の創出につながるかもしれない。
- 大学との連携プロジェクトを提案するなど、大学と連携した研究推進を強化していく。

## ② 大学院教育と人材育成

- 総合研究大学院大学との関係を通じて、学生が研究のプロセスに直接参加する中で研究者養成を図っていく大学院教育が望ましい。
- 他の大学院から学生を受け入れ、学位は所属元の大学から付与する「特別研究員」という制度があり、有効に機能している。
- 大型施設の一部に教育用ビームラインや実験装置を整備することによって、学生が自発的に研究を企画・実施でき、多くの研究者が育成されている。
- 各種サマースクールを大学と連携しながら実施しており、特に学部3年生用のサマーチャレンジなどは人気が高い。
- 特定分野における学問的厚みを基に、個々の大学だけではできないような人材育成を行っており、全研究機関の学問的広がりを活用している。
- 学生の減少と大学による学生の囲い込みが、学部を持たない大学院大学の経営にとって問題となっている。
- 大学の法人化後、特に国立大学における大学院生の囲い込みの傾向があり、総合研究大学院大学にとって優秀な学生を確保する機会に恵まれないという事態が生じている。
- 学部を持たないことが、優秀な学生が集まらない原因のひとつとなっており、各機関が様々なPR活動等に取り組んでいるものの、その効果は不十分である。
- 総合研究大学院大学としては、一定のレベルに達する学生がいない場合には合格者をゼロにするというぐらいの意識で、十分なレベルと意欲を有する学生のみを集めたい。
- 総合研究大学院大学の学生数の増加などにより、経済的支援に必要な各種制度・支援体制の充実が望まれる。
- 総合研究大学院大学の高エネルギー加速器科学研究科のほとんどの学生が基礎分野の研究者を目指しており、博士号取得後のキャリアパス開拓支援の充実が必要である。
- 学部・学科と直結した研究科・専攻を持たない私立大学の学生も視野に入れつつ、他の大学・大学院との教育上の連携の在り方に関して検討していくべき。
- 総合研究大学院大学と他の大学で教育を受けた人とは、キャリアパスに差が出ているのが現実。総合研究大学院大学はもっと積極的に教育にアプローチすべき。
- 大学共同利用機関は、世界トップレベルの研究者を有しており、総合研究大学院大学に優秀な学生を確保できていないことは、予算の無駄といわれなにか懸念する。
- 大学共同利用機関が、多様な支援を行い、優秀な若手を育成できるシステムを強化すべきである。

### **(3) 制度の運用**

#### **① 組織の管理運営**

- 研究装置の大型化・一極集中が進む一方で、国内の関連装置を、大学等の研究機関が共同で管理・運営するような分散型のシステムも必要ではないか。

#### **② 人事**

- 人件費の削減に伴う優秀な研究者の確保が課題。特に、大量の研究者を「特任」という形で任期付きで雇用しているため、長期間を要する研究の実施が困難である。
- 研究活動における創造の源泉は人であり、人材の確保が学術機関の最重要課題であるにもかかわらず、人件費削減が続いている現状が学術の発展にとって問題である。
- 常勤職員数の減少が研究活力を直撃しており、世界的に連携・共同が期待される中で人的資源の確保が困難となっている。
- 人件費の問題については、常勤職員の効率性の向上以外に、非常勤職員のフレキシブルな活用を可能とする制度なども必要ではないか。

#### **③ 財務会計**

- 運営費交付金の削減による財政的な基盤の脆弱化が課題である。
- 大型研究施設の建設経費と運転経費は別財源であるので、施設完成後の運転経費の捻出が課題である。

## II. 大学共同利用機関への訪問調査の概要

### 1. 訪問実績

- (1) 訪問者 : 研究環境基盤部会委員
- (2) 訪問機関 : 大学共同利用機関全 16 機関 (平成 21 年 6 月当時)
- (3) 訪問時期 : 平成 21 年 6 月～10 月
- (4) 調査日程 : 各機関とも以下の進め方を基本として実施
- ①ブリーフィング及び質疑応答 (30 分程度)
  - ②研究所視察 (90 分程度)
  - ③意見交換 (60 分程度)
- (5) 訪問日及び訪問機関 : 以下のとおり

回数	訪問日	訪問機関
第 1 回	6 月 30 日	人間文化研究機構 国文学研究資料館
第 2 回	7 月 22 日	人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 国際日本文化研究センター
第 3 回	8 月 7 月	人間文化研究機構 国立民族学博物館
第 4 回	8 月 18 日	自然科学研究機構 基礎生物学研究所 生理学研究所 分子科学研究所
第 5 回	8 月 31 日	人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
第 6 回	9 月 1 日	情報・システム研究機構 統計数理研究所 国立極地研究所
第 7 回	9 月 3 日	自然科学研究機構 国立天文台
第 8 回	9 月 4 日	自然科学研究機構 核融合科学研究所
第 9 回	9 月 9 日	情報・システム研究機構 国立情報学研究所
第 10 回	9 月 14 日	高エネルギー加速器研究機構
第 11 回	10 月 2 日	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所

## 2. 主な意見 (■：大学共同利用機関、○：委員)

### (1) 位置付け・役割

- 「共同利用」とは、「人」の共同利用でもあるので、もっと積極的に各大学に働きかけるべき。
- 今後、資金や技術、人材の面から大学の研究の底辺を支えることが必要になる。そのために、高エネルギー加速器研究機構に大学のラボを作り、複数の大学で共有し、学生の実験・研究等を行う仕組みを検討中である。
- 新しい設備を試験的に大学共同利用機関に導入できる仕組みがあれば、大学共同利用機関の強みを増強でき、また、コミュニティにも還元できる。
- 大学の研究者を客員や共同利用研究員として迎え入れることにより、大学を支援している。
- 大学の附置研究所と大学共同利用機関との棲み分けが難しく、大学共同利用機関が教育を行うと附置研究所・研究センターとの差異化ができないことが懸念される。
- 大学共同利用機関の利用方法、活用方法等についてPRするためのマニュアルを作成中である。
- 日本文学の特殊性により、まとまったコミュニティが存在せず、ジャンルごとに乱立しているため、ジャンル別のコミュニティの統合を検討している。
- 個々の大学では対応が難しい部分を大学共同利用機関がサポートする仕組みづくりが必要である。
- 大学共同利用機関が核となり、大学と議論する場を設け、大学に予算を配分するような仕組みが構築できないか。
- 大学共同利用機関と大学との意見交換の場が必要。
- ネットワーク・オブ・エクセレント（NOE）の概念を社会へ積極的に打ち出していくべき。
- サイエンスとしての自然科学の融合を進めるべき。
- 若手研究者が研究したいと思うような環境を築くべき。
- 大学共同利用機関は技術提供できる人材を確保して、技術的なサポートを行うことも重要な活動であるので、その充実に努めるべき。
- 大学共同利用機関は技術職員の役割が重要であり、それを外部に理解してもらえるよう努めるべき。
- 博物館そのものが研究と一体になっていること（博物館型研究統合）を、社会にわかりやすく伝えていくべき。

## (2) 研究教育等の活動

### ① 共同利用・共同研究

- 機構化によって他機関との効果的な共同体制が構築された。
- 機構化をきっかけに従来なかった共同研究を開始した。
- 博物館施設に人文科学から自然科学までの幅広い研究者が日常的に集まり、日本の歴史・文化解明を目指し、大規模な研究を行うスキームは他機関にはない優れた点である。
- 同一の機構内でも各機関はそれぞれ別のコミュニティを担っており、それらが連携するためには、コミュニティを離れて違う分野を把握しなければならない。
- 研究者が一部の者に限られないようにするため、公募による公開利用研究の仕組みを新たに創設した。
- 研究者の数が少ないテーマ（研究分野）では、連携を行っても、メンバーが固定されてしまうという課題がある。
- 共同利用・共同研究の対象として、研究者コミュニティや研究機関も対象とすることの重要性が増してきたことに伴い、コンソーシアムの制度化、研究機関との協定締結等、組織的な連携に力を入れる必要性が増している。
- 個人の研究者が参画する共同研究の発展形として、国内外の大学や博物館、地方自治体等との研究ネットワークを進める。
- 研究所のキャパシティを考えると、現状の共同研究数が限界である。
- 充実した研究環境と当該機関に行かなければ実施できないような研究テーマが必要である。
- 施設・設備を有効に活用するため、研究と研究サポート機能は独立化させた方がよい。
- 共同利用・共同研究制度は外部の利用者には良いシステムであるが、受入れ側に負担が多い。

### ② 大学院教育と人材育成

- 人材育成に関して、総合研究大学院大学のほか、他大学との連携を続けているが、今後も連携先を増やしていきたい。
- 総合研究大学院大学の知名度が低く、大学共同利用機関で大学院教育が受けられることが知られていない。
- 学部学生の受入れ体制の整備も必要である。
- 天文学系は希望者が増加傾向にあるので、教育の観点からも大学とのネットワークを強化したい。一方、定員枠の関係で、ポスドク浪人も出てしまうため、研究職の枠について検討する必要がある。

- 放射光施設に教育用ビームラインを設置し、協定先の大学に対し解放している。大学の研究成果創出とともに、人材育成にもつながるといふ新しい大学共同利用の形を展開している。
- 「博物館型研究統合」といふシステムにおいて、大学では整備できない資料や施設、幅広い領域の教員がいる環境を利用した教育を行い、新しいタイプの歴史研究者を育成している。
- 若手研究者の養成のために、若手研究者懇談会を定期的に実施している。
- 「夏期大学院」といふ講座を設けて、全国の大学院生の教育に協力している。
- 共同利用の仕組みの中で大学院生を育成するのは、世界でもユニークな制度であるので、総合研究大学院大学との協力を更に進めるべき。
- 総合研究大学院大学だけでなく、他大学の学生の受入れももっと増やし、人材育成に取り組むべき。

### ③ 社会貢献

- 館内資料の常設展に加え、随時企画展及び年一回の他機関との共催による特別展により、所蔵資料の公開・展示を実施している。
- 子ども見学デー、アーカイブズ・カレッジ、日本古典籍講習会等を実施している。

### ④ 国際交流

- 海外でのシンポジウム、英語での公募等により、共同研究の内容・成果のアピールを強化すべき。
- 海外の大学において英語及び日本語両言語による研究集会を開催している。
- 国際的な研究を推進するためには、技術的なサポートと研究者によるサポートの双方を充実させることが大切。
- 外国人研究者が母国に戻った際の研究成果の普及方法が課題である。

## (3) 制度の運用

### ① 組織の管理運営

- 機構、機関という組織の複雑化により、事務手続が煩雑化した。
- 数多くのプロジェクトを同時に展開することにより、人員や費用の面から負担が大きい。
- 任期付きのCOE研究員がいくつもの業務を分担しており、負担が増している。

- 広報活動に関わる教員の負担軽減のため、広報室のスタッフを倍増し、成果をあげている。
- 広報室を設置し、新聞社を退職した2名を非常勤として採用し、広報活動を強化している。
- 共同研究会や外国人研究員の制度を利用することにより有識者の招へいが容易になった。
- 研究所の安全衛生面（高磁場の影響等）に関する配慮が効果的に行われている。

## ② 人事

- 一定期間ポスドクを雇用する「COE研究員制度」を活用し、総人件費改革へ対応している。
- ポストが空いているにも関わらず、人件費等の関係で若い人材を採用できない。
- 優秀な任期付研究員を、ポストが空き次第常勤職員として任用する制度を検討中。
- 研究所の特性上、技術者が途絶えると研究が継続できないため、技術者のインセンティブを向上させる必要がある。
- 技術職員に対する給与等の処遇面の向上が必要である。

## ③ 財務会計

- 共同利用・共同研究の基盤をより一層強化するためにも、財政的な支援の拡充が必要。
- 教員毎の基盤的な研究費は毎年度減少している。
- 多額の資金の注入が必要な場合は、他分野との優先順位等、分野間の調整が大きな課題。
- 技術職員を外国から招へいするとしても、給与面で厚遇する必要があるため、財政的に難しい。
- 単なる設備更新ではない、先端的な設備導入のシステムが必要。概算要求では導入までに時間がかかりすぎるため、他の仕組みを検討することが必要。
- 海外の日本古典籍がオークション等へ出品された場合の対応のために、目的積立金の準備を開始した。
- 神社・仏閣等で所蔵されている資料が、古書店等に売却されてしまうことがあるが、予算上これらを購入することは難しい。

### Ⅲ. 関係団体・関係者からの意見聴取の概要

#### 1. 意見聴取実績

##### 総合研究大学院大学

日 時：平成21年10月29日

発表者：高畑 尚之 学長

##### 国公立大学関係団体

###### ○国立大学協会

日 時：平成22年1月21日

発表者：野上 智行 専務理事

###### ○公立大学協会

日 時：平成22年1月21日

※ 書面にて意見陳述

###### ○日本私立大学団体連合会

日 時：平成22年1月21日

発表者：黒田 壽二 高等教育改革委員会委員長

(金沢工業大学学園長・総長)

中島 啓幾 早稲田大学研究戦略センター所長

##### 日本学術会議

日 時：平成22年1月21日

発表者：海部 宣男 日本の展望委員会幹事

##### 国立大学附置研究所・センター長会議

日 時：平成22年2月26日

発表者：山口 明人 会長 (大阪大学産業科学研究所長)

##### 研究開発法人

###### ○独立行政法人海洋研究開発機構

日 時：平成22年2月26日

発表者：平 朝彦 理事

###### ○独立行政法人宇宙航空研究開発機構

日 時：平成22年3月11日

発表者：小野田 淳次郎 宇宙科学研究本部長

##### 産業界

###### ○柘植 綾夫 芝浦工業大学長 (前・三菱重工業 (株) 代表取締役技術本部長)

日 時：平成22年3月11日

## 2. 主な意見 (■：発表いただいた関係者、○：委員)

※ 課題として指摘された点を中心に記載

### (1) 位置付け・役割

#### (大学共同利用機関の役割・機能)

- 大学共同利用機関の役割・機能は、大学、附置研究所、研究開発法人という研究体制との関連で検討されるべきであるが、いずれの場合にも、「知」の基盤としての大学との密接な連携が不可欠。
- 大学が生み出す個別分散した学術的知の創造成果を社会的価値、経済的価値に具現化するための統合と、それに学術的価値を与えるイノベーションエンジンを大学共同利用機関に期待する。
- NIH（米国国立衛生研究所）のように、研究者が主体となって運営し、研究費の配分を行うようなコーディネート機能を担う大学共同利用機関の設置も方向性の一つである。
- 大学共同利用機関の優れたシステムに着目し、今後の理想型を意識しながら議論することが大切。
- 大学共同利用機関にあまりに広範な役割や機能を期待すると、本来の使命の遂行がおろそかになることが懸念されるため、研究設備の整備や貴重な学術資料の蓄積といった所期の使命に注力すべき。

#### (大学との連携の在り方)

- 法人化に伴って大学とは別個の組織という印象が強くなっているが、もともとは大学のリソース（人や金）を持ち出して設置されたという経緯を認識することが必要。
- 大学あつての大学共同利用機関であるという基本姿勢が根本に必要。
- 「お客様」としての大学を意識したサービスが必要であり、より密接な連携を図ることが必要。
- 個々の大学共同利用機関の「出自」「歴史的経緯」、研究者コミュニティの状況、研究の特性に留意することが必要。
- 大学との関係を明確化するとともに、個々の大学や大学共同利用機関の枠を超えた工夫・取り組み（例：流動性促進、支援体制充実、協働関係の構築）への国の支援策が重要。

#### (大学の附置研究所及び共同利用・共同研究拠点との関係)

- 活動が特定のコミュニティ内に閉じるのではなく、大学共同利用機関と大学とがお互いにもっと分かり合えるような取組が必要。
- 大学との密接なコミュニケーションを図る観点から、例えば機関の代表者と各大学の研究担当理事クラスとの意見交換の場を設けるような取組が必要。

- 附置研究所・研究センター全体と大学共同利用機関との協議の場を設け、お互いの役割を明確にしつつ密接な関係を構築することが必要。
  - 共同利用・共同研究拠点との連携システムを構築し、両者の相乗効果によって世界トップレベルの研究を牽引できるような体制整備を図るべき。
  - 大学の研究組織と、対等な関係で互いに補い合うことによって緊密かつ効率的な共同研究システムを構築し、我が国の学術研究の飛躍的な発展につなげるべき。
- 附置研究所との関係を明確にするには、学術研究の牽引役として、守備範囲をより基礎的な部分に特化していくという方向性も考えられる。

#### (研究開発法人との関係)

- 国のミッションを達成する研究開発法人と、その基盤となる学術研究を支える大学・大学共同利用機関はそれぞれの観点から重要な役割を担っており、両者が連携するようなメカニズムが必要。
- 研究内容に類似点があるプロジェクト等については、関係機関同士で話し合う機会を設けることが必要であり、大学共同利用機関も含めてオールジャパンで協力することが必要。
- 国策を受け入れる独立行政法人にもボトムアップ型の研究機能を有する機関があり、学術政策と科学技術政策を分けるような日本独自の考えは検討すべき課題。

## (2) 研究教育等の活動

### ① 共同利用・共同研究

- 大学との教授職の兼任や、大学の研究室をブランチとして設置することができるようにするなど、より自由に研究者が大学共同利用機関を活用できるような仕組・環境を整備すべき。
- 基礎科学分野における大型装置の整備・提供については、特定のプロジェクトに役立つだけでなく、より汎用性の高い装置としてほしい。
- 人文科学や社会科学、芸術など、多様な学問分野との総合的な刺激の重要性に留意すべき。
- 地方をはじめ、全国の私立大学と密接に連携できる方策を考えるべき。
- 私立大学の研究者は大学共同利用機関の使い勝手が悪いというイメージを持っているため、今後、解決に向けた取組が必要。
- データベース構築や研究リソースの整備など、個々の附置研究所が進めている取組についても、大学共同利用機関が多岐に渡って大規模な展開を行い、まとめ役としての役割を果たすべき。

- データベースの統合等の個々の大学ではできない活動について、大学共同利用機関が主導していくことが求められる。
- 人的資源を膨大に必要とし、研究と作業の中間に位置するような研究プロジェクトの推進も大学共同利用機関の役割として期待する。
- 各大学単独では実施が困難な研究領域の明確化と「見える化」が必要。
- ネットワーク型の連携が重要になってくるが、完全に対等なネットワークと、ハブ型のものがあり、後者の場合は大学共同利用機関が中心的な役割を担うことが効率的。

## **② 研究成果の発信**

- 大学との共同研究成果を両機関が別個にPRしている点が問題であり、研究成果の発表方法を工夫すべき。

## **③ 大学院教育と人材育成**

- 機能を多様化したうえで、高等教育に対する取組を本来業務として明確化してほしい。
- 研究所全体が我が国の高等教育を担っていく基盤であるという点を認識してほしい。
- 大学院教育については、大学及び総合研究大学院大学との関係を明確に整理した上で、連携の在り方を検討していくべき。
- 大学共同利用機関と総合研究大学院大学が共に活性化していくことが重要であり、機構及び大学共同利用機関には、総合研究大学院大学を育てていこうという意識が期待される。
- 各大学共同利用機関で行っている教育プログラムと総合研究大学院大学で行っている教育プログラムとの関係を図り、他の大学も含めた大きな広がりの中で、総研大が教育の観点からコミュニティを束ねるような役割を担うことが望ましい。
- 総合研究大学院大学の研究科と機構法人の関係について様々な括り方を模索すべきであり、教育の側から新しい研究領域を提案するような可能性を活かしてほしい。
- 機構法人を跨いだ総合研究大学院大学の研究科の構成は、例えばデータ中心の研究を進めるにあたっては発展の可能性を秘めている。
- 研究所にはライフサイクルがあり、その波に柔軟に対応するためにも、自前の人材を育てていくことが必要であり、そのことが総合研究大学院大学の存在意義である。
- 総合研究大学院大学に学生を集めるという観点から、今後は学生の入学動機分析に努めるべき。

- 総合研究大学院大学には、「狭き門」という魅力と制限がある中で、他大学との学生交換等を実施しているユニークな大学であることを積極的にアピールしてほしい。
- 総合研究大学院大学の各専攻の学生数が、教員数に対して少ない印象があり、定員増についても検討すべき。
- 大学共同利用機関と大学が共同で特区をつくり、米国のように大学院生に対して活きた教育研究資金を投入して、国際レベルの教育研究を行うことも考えられる。
- 「思い切った異分野融合を可能とする枠組みの構築」という機構化の意義を活かし、離れた分野との融合を行い、思い切った学際的研究を推進することを期待する。
- 大学共同利用機関は、まだ分野として成熟しておらず、学生に教育するような段階に至っていない学問についても推進できる強みを有する。

#### ④ 国際交流

- 大型装置を有しない大学共同利用機関では、例えば所内公用語は全て英語にし、研究者は全世界に向けて公募するなど、世界の優秀な頭脳が結集するような戦略を考えるべき。

### (3) 制度の運用

#### ① 人事

- 研究支援者など専門性の高いスタッフの育成や充実、キャリアパスの明確化に計画的に取り組むべき。

#### ② 中期目標・計画、評価

- 大学共同利用機関は、基礎研究とイノベーション創出目的研究の両輪的振興の推進に向けたポートフォリオ的な推進方策を「見える化」とするとともに、それぞれの研究資金枠と審査・評価基準を明確化すべき。

## IV. 大学共同利用機関法人へのアンケート調査の概要

### 1. 調査概要

- (1) 対象：4 機構法人
- (2) 期間：平成22年4月12日～4月23日
- (3) 内容：以下の項目について、法人化前に比べ、「改善された点」及び「現在課題となっている点」について、意見等の自由記述を求めた。

〔アンケート項目〕

- ①研究教育 ②社会貢献・地域貢献等 ③管理運営組織 ④人事制度等
- ⑤財務会計制度等 ⑥国立大学法人評価 ⑦施設整備 ⑧その他

※ 本アンケートは、「国立大学法人の在り方に係る検証」の一環として実施したものである

### 2. 主な意見

#### (1) 研究教育等の活動

##### ① 共同利用・共同研究

(改善された点)

- 法人を構成する機関間で連携し、分野融合的な共同研究が実施できるようになった。
- 各機関が所有する研究データ等の資源を法人内の全機関間で共有できるようになった。
- 共同利用に対する意識が向上し、公募による共同研究を推進する制度が整えられるとともに、公募研究が増加した。
- 5研究所が一つの法人となったメリットを活かし、分野間連携によって学際的・国際的研究拠点形成を進め、研究者の交流及び研究者間ネットワークの形成が促進された。
- 分野間連携によりイメージングサイエンス及びブレインサイエンスネットワークの構築に取り組み、新たな学問分野の創成を目指すため、機構の下に独立した研究組織として、新分野創成センターを設置した。
- 機構に新設した新領域融合研究センターやライフサイエンス統合データベースセンターなどを通じて従来は異分野であった研究者間の交流協力が推進された。

## **② 研究成果の発信**

(改善された点)

- 機関間連携による研究成果や事業の成果を公開・広報する体制が整い、講演会、展示、出版物メディアでの研究広報等多彩な社会活動を通して、研究成果の社会還元が質、量ともに強化された。

## **③ 大学院教育と人材育成**

(課題となっている点)

- 保有する知的資源と共同研究活動を利用した大学院教育を充実するため、教育環境の施設充実が課題である。

## **④ 社会貢献**

(改善された点)

- 地域の小中学校、市町村及び博物館協会等との連携により、講師を派遣し講演をするなど、地域貢献が更に活発になった。
- 地方公共団体からの寄付等が緩和されたことにより、地域との連携協力が行いやすい状況となった。
- 中期目標・中期計画の導入が、研究成果の社会還元、地域との協働による事業展開、アウトリーチ活動の積極的な展開、社会への認知や説明責任としての広報活動、国際連携等の活動の活性化につながった。

(課題となっている点)

- 人件費削減の中で、社会連携活動についての専門スタッフの確保が難しくなっており、現有スタッフに負担が集中し、研究に専念することが難しい状況も生じている。
- 法人化に伴う社会連携活動、地域貢献活動、アウトリーチ活動の急速な展開は、人的労力の不足、研究以外の諸活動に関する負荷の増加を生み、本来の研究活動に支障を及ぼしている。

## **⑤ 国際交流**

(改善された点)

- 複数の大学共同利用機関に関連する海外の研究機関等に対して、機構として包括的に学術協定を締結することができるようになった。

(課題となっている点)

- 国の機関でなくなったことから、非政府機関であるとの理由により、国際協定の実施取極の締結が困難になった。

## (2) 制度の運用

### ① 組織の管理運営

(改善された点)

- 機構長の権限が強化されたことにより、機構長がリーダーシップを取れる体制が整った。
- 業務に応じた理事の配置が可能となったことにより、意思決定の迅速化及び責任体制が明確になった。
- 役員会などの法人経営の効率化、最適化への意識が高まり、研究機関間の壁が低くなった。
- 組織改編の裁量権が与えられたことにより、研究組織の最適化にタイムリーかつ柔軟に取り組むことが可能となり、緊急性の高いテーマへの迅速な対応、高水準の学術研究成果や社会・地域貢献、学術情報基盤の高度化などが推進された。
- 業務の効率化や平準化を目的とした組織改編や人員配置の見直しについて、機構の自主的な判断で柔軟かつ機動的に事務組織を編成することが可能となった。
- 各法人の裁量で独自の手法による施設整備が可能になった。
- 機構長が兼職・兼業を行う場合、法人化後は各法人内のみの手続きに簡略化され、積極的な対応が可能となった。

(課題となっている点)

- 国と法人独自の業務との両方の事務処理が存在し、広範な知識が必要になったことから、これに対応できる職員の育成及び確保等が課題である。
- 学術研究施設の新たな整備が厳しい中で、現有の施設・設備を長期に亘って有効に活用していくことが課題である。
- 法人毎に宿舍を割り当てられているため、広域異動職員等の明け渡し猶予措置を柔軟に運用することが難しくなった。

## ② 人事

(改善された点)

- 法人の裁量により雇用条件等の規定ができるようになり、研究機関としてのニーズに対応した採用が可能になった。
- 民間から職員に登用することや法人内部におけるメリハリのある人事を行うことなど、多種・多様な人事を行うことが可能となった。
- 特任制度や年俸制の導入などにより、幅広い人材登用が可能となった。外部からの登用により、民間的な発想が研究活動へ反映されるようになった。
- 教員人事の裁量権の拡大により、大学院教育担当教員数の増加等教育活動の充実にもつながった。
- 機構事務局と各機関との人事交流が行えるようになった。各機関と事務局とが連携して、共同で研修を実施できるようになった。
- 能力評価や業績評価が導入されたことにより、評価の視点が多角化した。
- 複数年雇用契約や年俸制の導入により、事務手続きの簡素化が図られた。

(課題となっている点)

- 法人化に伴い、各大学等で人材の囲い込みが進行し、人事の流動性が低下している。
- 人件費の削減により常勤職員数が減少し、研究活力を維持するための人的資源の確保が困難な状況にある。
- 労働基準法の適用により、過半数代表者との対応、労働基準監督署への協定書の提出、雇用保険に係る業務・作業などが増加した中で、従前からの業務を如何に現有人員で行っていくかが課題である。
- 機構採用の事務職員のキャリアパスを形成する必要がある。
- 国から措置される退職手当の財源や人件費削減などの制約から、給与体系の自由度に限界がある。
- 特殊で困難な職務に従事する職員について、手当支給の必要性が認められても、国の制度にない新たな給与等の新設が困難である。

## ③ 財務会計

(改善された点)

- 機構長裁量経費等を活用した資源の重点配分による研究活動の活性化など、機構の一体的・戦略的な運営が一層行えるようになった。
- ヒアリング等に基づく研究の総合評価に応じた傾斜配分などにより、若手研究者等への研究費支援や、ポストク等研究員の計画的配置が可能となった。

- 歳出予算の項及び目の区分が廃止されたことにより予算を研究の進捗状況等により効率的に執行することができ、一層の研究成果をあげることにつながった。
- 法人化に伴い、研究費を確保するための外部資金の獲得意識が向上した。
- 民間等との共同研究について、複数年度分の研究料を初年度に一括で受け入れることが可能となり、安定した研究活動ができるようになった。
- 目的積立金による施設整備が可能となったため、施設整備予算の幅が広がった。
- 発明者への発明補償金の支払いは入金の上年度に行っていたが、収入の入金時に支払うことができることになったことで、より明確にインセンティブとして示せるようになった。
- 法人化後、施設利用収入の全額を法人で使用することが可能となった。
- 歳入・歳出の区分廃止による多様な財源確保が可能となった。(例：長期借入金、余裕資金の運用等)
- 目的積立金制度により、年度末に不要不急の予算執行をすることがなくなった。
- 会計支出の機構への一本化によって業務が軽減された。
- 政府調達に該当する案件を除けば、調達は基本的に各法人の規則に基づき行えるようになり、契約事務の簡素化と調達の迅速化が進んだ。
- 複数年契約が可能になったことに伴い、経費の節減及び事務処理の軽減が図られた。

(課題となっている点)

- 運営費交付金の減額については、業務運営の効率化などにより対応してきたが、更なる減額は機構の業務運営に支障を来すことが予想されるため、国からの積極的な支援が望まれる。
- 研究者に対する支援は、競争的資金のみで対応できるものではないことから、研究者の自由な発想を援助したり、若手研究者の育成が可能となるよう、運営費交付金の充実などの検討が必要である。
- 大型研究施設の予算化において、施設建設費と運営経費は別財源となっており、施設完成後の運営経費の財源確保が課題である。
- 耐震改修は進んでいるが、その他の老朽化施設の改善や、研究の進展に伴う新たな施設整備については、法人独自での財源確保が難しく、十分な対応ができていない。
- 共同利用宿泊施設が不可欠であるが、法人独自での財源確保が難しく、また、宿泊料収入を原資とする施設整備も困難である。
- 外部資金を獲得しても、施設に関する予算措置が伴わないため、研究・教育設備の設置スペース、研究室等の確保に困難が生じており、さらなる外部資金獲得を抑制する結果となっている。

- 法人化以降、剰余金の翌事業年度への繰り越しが可能となったが、これに係る文部科学大臣の承認は、例年、翌事業年度の後半となることから、当該年度内の執行に支障を来している。
- 法人化によって、固定資産税や損害保険料等の新たな費用負担の増加を招いている。
- 法人化により新たに会計監査人監査、監事監査のほか税務調査等への対応が増えている。
- 決算業務において、職員に過重な労働が生じていることから、決算関係書類等の簡素化が必要である。

#### **④ 中期目標・計画、評価**

(改善された点)

- 年度評価を踏まえて、毎年、課題を的確に把握し、それを組織運営の改善に結び付けることができるようになった。
- 評価結果を中期目標・中期計画、年度計画に反映させることにより、機構の取り組むべき方向性や特色等が明確になった。
- 自己点検の年度中途実施に伴う達成状況の中間確認により、PDCAサイクルによる業務運営が可能となった。
- 法人評価の実施に伴い、法人運営や評価に必要なデータの集約化及びシステム化が進んだ。

(課題となっている点)

- 中期目標原案、中期計画、年度計画の策定や実績報告書の作成等、多くの作業が必要となるため、担当研究職員の研究時間に多くの影響が出ている。
- 評価業務に係る作業負担を軽減するため、IT等を活用した評価作業の効率化を図ることはもちろんであるが、国立大学法人評価委員会においても作業負担の軽減について引き続き検討願いたい。
- さまざまな種類の評価の実施に際して、評価項目の重複、類似の評価項目・基準の設定により混乱や過重な負担が生じている。
- 行政機関等への計画通知及び事前協議等における手続きの煩雑化、長期化が生じている。
- 基礎的な研究等の長期的な視野に基づく研究に対する評価基準が曖昧である。
- 研究教育の評価は、中期目標期間内における活動及び公表された研究業績に対して行われるが、大型プロジェクトのように、成果の把握までに長期間を要する場合、正当な評価が受けられない可能性がある。
- 中期計画等の記載方法として数値目標を求められているが、人文系の研究については、数値設定が困難である。

- 人文学の分野は、研究実施後相当の期間を経なければ、学会時評やマスコミ記事、受賞等の研究業績が出ないため、研究成果をいかに示すかが課題である。
- 法人が中期計画という年度枠で運営されるようになったために、数年で成果をあげるという自覚が向上した反面、長期的な研究への取り組みが困難になる弊害が生じている。
- 施設を整備したことによる教育研究への成果・効果を性急に問われる。
- 研究教育の評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構において実施されているが、訪問調査等の各法人における活動内容を理解するための措置が不足していると思われる。

### (3) その他

(改善された点)

- 職員宿舎の入居資格について、法人化後は、博士研究員やパート等により雇用している者も入居することが可能となった。

(課題となっている点)

- 法人化されても、国・会計検査院からの資料要求、調査が多く、負担となっている。一方で、民間企業と同じように労働基準監督署、税務署等への対応も新たに必要になり、負担が増大している。
- 共済組合とは別に労働保険制度への加入義務が生じたため、教職員の可処分所得が減少している。
- 外国人研究者が大使館へ査証の申請を行う際に、国の機関でなくなったことから、招へい機関に関する資料として機構の登記簿謄本を求められるなどの手間発生するようになった。

## V. 大学共同利用機関からの意見聴取の概要

### 1. 意見聴取実績

平成22年6月7日（第47回）

大学共同利用機関の代表者から意見聴取を実施

【出席者】

- ・ 物質構造科学研究所 下村 理 所長
- ・ 国文学研究資料館 今西 祐一郎 館長
- ・ 分子科学研究所 大峯 巖 所長
- ・ 国立情報学研究所 坂内 正夫 所長

### 2. 主な意見（■：大学共同利用機関、○：委員）

#### （1）位置付け・役割

- 大学共同利用機関は、一大学ではできない大型施設を設置し、多様な研究を共同で展開したいというコミュニティからの要請で創設されたが、その趣旨が現在では限界を生み出している。コミュニティとして共同利用を行っている実態はあっても、外部からはそれがわからないという問題がある。
- 大学共同利用機関が真に優れたシステムとして評価されるのならば、その数を増やして、日本の基礎科学を更に発展させるような方向性を示すべき。
- 大学共同利用機関は、システムとしてはよく機能しているが、加えて、当該学問分野をリードしていくような性格を打ち出すことも必要である。
- 機構化以降、各機構が強い主導力を発揮しようとする、逆に各機関の活動を縛ってしまうという問題がある。
- 大学と大学共同利用機関では、歴史的背景が異なるため、多くの国民に大学共同利用機関がどういうものか十分に知られていない。
- 大学共同利用機関法人は全学問領域をカバーする形にはなっておらず、機構化による新たな役割と言える。その期待に応えるためには、機構長のリーダーシップに加えて一定の支援が必要である。
- オールジャパンで研究を推進するために、各機関の構成を検討する必要がある。
- 大学共同利用機関が生まれた背景にはボトムアップ的な要請があったが、機構化した際は、それとは異なるベクトルが働いたのではないか。

## **(2) 研究教育等の活動**

### **① 共同利用・共同研究**

- 共同研究の環境としては充実しており、特に高度な技術支援職員がいることが特徴。
- 大学連携強化事業により、大学と包括協定を締結し、加速器科学分野の横断的な連携を総合的に推進する。
- 高エネルギー加速器研究機構が持つ豊富な人的・技術的資源を大学に還元し、加速器科学の推進と人材育成に寄与することを目指している。
- 共同利用・共同研究体制の強化のため、ユーザーオフィスの機能を強化している。
- 共同利用している内容そのものについても、どうすればもっと効果的な利用ができるかという検討が必要ではないか。

### **② 大学院教育と人材育成**

- 特定分野における学問的厚みを基に、個々の大学ではできないような人材育成を行っており、全研究機関の学問的広がりを活用している。

### **③ 社会貢献**

- 全国の中高校生を対象とした出前授業（KEKキャラバン）を開始する。

### **④ 国際交流**

- 事務を含めたさらなる国際化の推進が必要である。
- 海外連携の日本の窓口になることも大学共同利用機関の重要なミッションである。
- 機器の提供だけでなく、外国との共同研究に一層関与していくことが必要。

### (3) 制度の運用

#### ① 組織の管理運営

- 機構化により、概算要求の機構内での検討や機構長裁量による重点的経費配分など、客観性・戦略性が向上した。
- 機構化による事務処理の階層の増加をはじめとする重複的な運営が発生しているのが問題点。
- 人間文化研究機構では、機構役員を機関の長が兼任しないこととしているため、機構の自立性あるいは機構長のリーダーシップの発揮という観点からは優れたシステムとなっているが、事柄によっては、機構と各機関の認識のずれが発生する可能性がある。
- マンパワーの不足により、研究よりも装置の管理の方を優先しなければならないという課題がある。人件費に限りがある中で、例えば教育用の装置を設置して、大学にもその管理を担ってもらうような仕組みを検討している。
- 高度な技術支援のシステムを提供することは大事であるが、各機関の技術力を横断的に向上させる、あるいはその技術を支える人材を育成することも重要。